

東北大学病院臨床研究推進センターと信州大学学術研究・産学官連携推進機構 との連携に関する協定書

東北大学病院臨床研究推進センターと信州大学学術研究・産学官連携推進機構（以下「両組織」という。）は、新規医療機器の実用化や関連人材育成に係る、研究開発や社会実装の支援、産業界との連携支援、人材育成プログラム等の実績とポテンシャルを相互に協力して活用することにより、両組織の一層の発展に資するため、次のとおり連携協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、両組織が連携のもと、相互の組織の更なる発展を目指し、医療機器の研究開発や社会実装の支援、産業界との連携支援、人材育成プログラム等の各面にわたって広く協力し、社会にその成果を還元し、我が国の当該分野の学術及び産業の発展と人材の育成に寄与することを目的とする。

（連携事項）

第2条 両組織は、次に掲げる事項について連携し、協力するものとする。

- 一 医療機器の研究開発の支援に関すること。
- 二 医療機器の社会実装の支援に関すること。
- 三 医療機器の研究開発、製造販売等に係る産業界との連携支援に関すること。
- 四 医療機器の研究開発、製造販売等に係る人材の育成に関すること。
- 五 医療機器に係る国内外の機関等との連携に関すること。
- 六 その他両組織が必要と認める事項

（連携推進協議会）

第3条 前条に掲げる事項の円滑な推進を図るため、連携推進協議会を設置する。

（支援内容）

第4条 個別案件の支援については、別途契約を取り交わすものとする。

（秘密保持義務）

第5条 両組織は、次の相互の秘密保持義務について定めるものとする。

- (1) この協定において使用する「秘密情報」とは、相手方から開示された書面、口頭、電磁的記録媒体その他の方法を問わず開示された情報の一切をいう。秘密情報は相手方の承諾なしに、第三者に開示又は漏洩してはならない。
 - (2) 秘密情報及び秘密情報が記載された記録媒体（以下「秘密事項」という。）を善良なる管理者の注意を持って保管及び管理すること。
 - (3) この協定が終了した場合、相手方の指示に従い、直ちに秘密事項の一切を相手方に返還又は破棄すること。
- 2 前項第1号及び第3号は、開示を受けた際、次の各号のいずれかに該当するものについては適用しないものとする。
- (1) 既に自ら所有し、又は第三者から入手していたことを立証できる情報
 - (2) 正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく入手したものであることを立証できる情報
 - (3) 既に公知公用であった情報
 - (4) 開示を受けた後に、自己の責めによらないで公知公用となった情報

3 本条は、この協定の終了後も効力を有するものとする。

(有効期間)

第6条 この協定の有効期間は協定締結から3年間とする。ただし、その間の連携・協力内容について連携推進協議会で評価を行い、両組織の合意により、更新することができる。

(細目)

第7条 この協定に定める事項について疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項について必要があるときは、両組織が協議して定めるものとする。

この協定書は2通作成し、両組織が記名押印の上、各自その1通を保管するものとする。

令和6年4月1日

東北大学病院臨床研究推進センター
センター長

者不正心

信州大学学術研究・産学官連携推進機構
機構長

向智里